

防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果

防災課

1 調査の趣旨等

平成23年3月11日に発生した東日本大震災など、わが国はこれまで幾多の大地震による被害を受けてきました。今後も、南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの大規模な地震の発生が懸念されています。

そうしたなか、庁舎、消防署、学校などの地方公共団体（都道府県及び市町村）が所有又は管理する公共施設等は、多数の方々の利用が見込まれるほか、災害発生時には災害応急対策の実施拠点や避難所となるなど、防災拠点として重要な役割を果たすものであり、これらの施設等の耐震化は極めて重要です。

消防庁では、平成13年度から地方公共団体が所有又は管理している防災拠点となる公共施設等の耐震率等の調査を実施しており、このたび、平成25年度末時点の調査結果が取りまとめられましたので報告します。

2 調査内容

(1) 平成25年度末耐震率：85.4%（図1）

平成25年度末時点で地方公共団体が所有又は管理する防災拠点となる公共施設等は全国で19万201棟あります。このうち16万2,505棟の耐震性が確保されており、耐震率は85.4%となります。前回調査（平成24年度末：82.6%）と比較すると、2.8ポイント上昇しました。

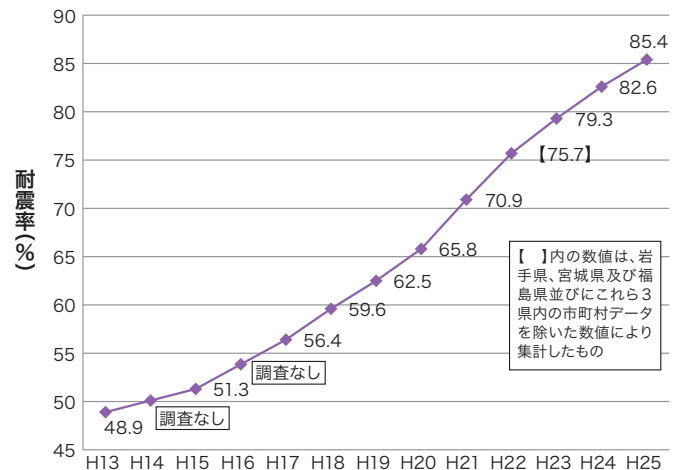
なお、本調査における「耐震率」は、対象となる全棟数に占める「耐震性が確保されている」棟数の割合です。「耐震性が確保されている」としたものは、次のとおりです。

- ① 建築基準法が改正された昭和56年6月1日以降の新耐震基準で建築された建築物
- ② 耐震診断の結果「耐震性能を有する」と診断された建築物

③ 耐震改修整備を実施した建築物

調査を始めてからの耐震率の推移を示すと、図1のとおりです。

図1 防災拠点となる公共施設等の耐震率の推移



(2) 耐震率の高い都道府県

耐震率の高い上位3都道府県は、次のとおりです（括弧内は平成24年度末の数値）。

- 1 東京都96.7%（95.8%）
- 2 静岡県94.7%（93.6%）
- 3 愛知県94.5%（93.7%）

都道府県別では、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の都県が、上位に多くなっています（強化地域内の都県：東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）。

(3) 耐震率の高い施設

耐震率の高い上位3施設は、次のとおりです（括弧内は平成24年度末の数値）。

- 1 文教施設（校舎・体育館）91.2%（87.6%）
- 2 消防本部・消防署所 83.8%（82.0%）
- 3 診療施設 82.4%（79.3%）

また、施設別の耐震率は、表1のとおりです。

表1 施設別の耐震率（都道府県+市町村）

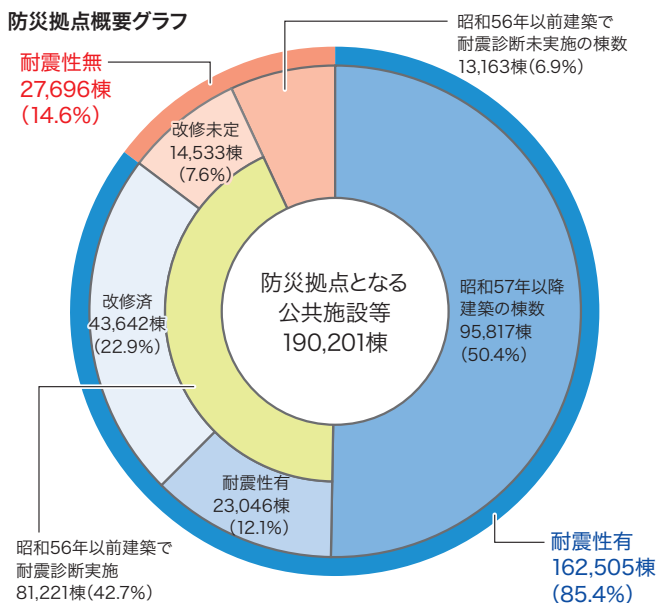
	全棟数			昭和56年以前建築の全棟数に占める割合	耐震診断実施棟数	改修の必要がない棟数(耐震性有)	改修の必要がある棟数	改修済棟数	平成25年度耐震済の棟数	平成25年度耐震率
	A	B	C							
1 社会福祉施設	21,473	11,962	9,511	44.3%	6,581	3,589	2,992	1,708	17,259	80.4%
2 文教施設(校舎・体育館)	110,932	48,522	62,410	56.3%	61,072	14,906	46,166	37,727	101,155	91.2%
3 庁舎	8,784	4,208	4,576	52.1%	3,512	950	2,562	1,147	6,305	71.8%
4 県民会館・公民館等	16,656	10,095	6,561	39.4%	3,662	1,372	2,290	862	12,329	74.0%
5 体育館	4,736	2,845	1,891	39.9%	1,147	291	856	410	3,546	74.9%
6 診療施設	2,889	2,042	847	29.3%	548	210	338	129	2,381	82.4%
7 警察本部・警察署等	5,269	3,454	1,815	34.4%	1,043	344	699	425	4,223	80.1%
8 消防本部・消防署等	5,444	3,411	2,033	37.3%	1,447	687	760	465	4,563	83.8%
9 その他	14,018	9,278	4,740	33.8%	2,209	697	1,512	769	10,744	76.6%
合計	190,201	95,817	94,384	49.6%	81,221	23,046	58,175	43,642	162,505	85.4%

(4) 耐震性が確保されている棟数の内訳 (図2)

耐震性が確保されている16万2,505棟の内訳は、次のとおりです。

- ① 建築基準法が改正された昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された建築物…9万5,817棟
- ② 昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性能を有する」と診断された建築物…2万3,046棟
- ③ 耐震改修整備を実施した建築物…4万3,642棟

図2 耐震性が確保されている棟数の内訳



3 防災拠点となる公共施設等の耐震化に係る地方財政措置

調査から、防災拠点となる公共施設等の耐震化が着実に進んでいることが分かりますが、各地方公共団体においては、耐震診断及び耐震改修の促進はもとより、数値目標の設定、耐震診断結果の公表なども含めた、早急かつ計画的な耐震化の推進が望まれます。

公共施設等の耐震化に要する経費については、緊急防災・減災事業債（充当率100%、普通交付税の基準財政需要額への算入率70%）の対象としており、消防庁では、特に消火、救急・救助活動の拠点となる消防本部・消防署所については、緊急防災・減災事業債の事業期間である平成28年度までの耐震化に取り組むよう、地方公共団体の取組を支援していきます。

※防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査報告書（平成27年2月）リンク先

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h27/02/270218_houdou_2.pdf

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部 防災課 震災対策係 辰巳
TEL: 03-5253-7525